

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

1. 改正の趣旨

- 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく人材開発支援助成金として支給する人への投資促進コース助成金のうち、定額制訓練に係る支給額については、現行制度において、受講者 1 人当たりの支給限度額を設定していないため、事業主による高率助成を前提とした通常より高額な訓練費用の申請が増加しているなどの課題がある。このため、定額制訓練に係る支給額について、受講者 1 人当たりの支給限度額を定めることとする。

2. 改正の概要

- 人への投資促進コース助成金のうち、定額制訓練に係る支給額について、受講者 1 人当たりの支給限度額を次の表のように定めることとする。

【現行制度の概要】

人への投資促進コース助成金における受講者 1 人当たりの助成金の支給限度額

	実訓練時間数 10～100H 未満	実訓練時間数 100～200H 未満	実訓練時間数 200H 以上	大学 (1 年当たり)	大学院 (1 年当たり)
高度デジタル 人材訓練	30 (20) 万円	40 (25) 万円	50 (30) 万円	150 (100) 万円	—
成長分野等 人材育成訓練	—	—	—	—	国内 150 万円 海外 500 万円
情報技術分野 認定実習併用 訓練	15 (10) 万円	30 (20) 万円	50 (30) 万円	—	—
自発的職業能 力開発訓練	7 万円	15 万円	20 万円	60 万円	国内 60 万円 海外 200 万円

※ () 内は大企業の限度額

※ 長期教育訓練休暇等制度の経費助成額は一事業主につき 20 万円を支給

【見直しの内容】

人への投資促進コース助成金における受講者 1 人当たりの助成金の支給限度額

	実訓練時間数 10～100H 未満	実訓練時間数 100～200H 未満	実訓練時間数 200H 以上	大学 (1 年当たり)	大学院 (1 年当たり)
高度デジタル 人材訓練	30 (20) 万円	40 (25) 万円	50 (30) 万円	150 (100) 万円	—
成長分野等 人材育成訓練	—	—	—	—	国内 150 万円 海外 500 万円
定額制訓練	受講者 1 人当たり月 2 万円			—	—
情報技術分野 認定実習併用 訓練	15 (10) 万円	30 (20) 万円	50 (30) 万円	—	—
自発的職業能 力開発訓練	7 万円	15 万円	20 万円	60 万円	国内 60 万円 海外 200 万円

※ 定額制訓練とは一定期間当たり受講回数に関わらず定額の料金を支払うものであるため実訓練時間数による区分はなく、受講者 1 人について 1 月当たりの支給限度額を定めるもの。

※ 受講者 1 人 1 月当たりの支給額を算出するにあたり除す月数は、最大 12 月とする。

○ その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

○ 雇用保険法第 63 条第 2 項

4. 施行期日等

○ 公 布 日：令和 6 年 9 月 30 日（予定）

○ 施行期日：令和 6 年 10 月 1 日